

第 5 回建築基準法の見直しに関する検討会 意見等の概要

日時：平成 22 年 5 月 26 日（水）17:00～19:00

場所：中央合同庁舎 3 号館 10 階共用会議室

※：久保委員、峰政委員・三栖委員・東條委員・細澤委員、浅田委員、桑原委員が追加意見発表資料に基づき意見発表を行い、事務局から関連データ等の説明を行った後に、意見交換を実施

<意見交換>

○齊藤委員

・久保委員の発表内容に賛成である。耐震偽装問題を踏まえて再発防止のために構造計算適合性判定制度が設けられたことの立法事実は変わっていない中で、確認と構造計算適合性判定を同一機関で行う場合には、第三者チェックという視点は担保されるのか。

○三栖委員

・建築確認自体が設計行為に対する第三者チェックであり、構造計算適合性判定で第三者チェックを二重に行う必要はないと考えている。

○久保委員

・意見発表した第三者性は、建築主や設計者とは異なる第三者による審査が必要という意味。構造計算適合性判定は、高度な構造計算の審査を行う場合に、建築主事等の審査に加えてプラスアルファで行うものであり、ダブルチェックであるという意見には同意しかねる。

○三栖委員

・確認審査と構造計算適合性判定審査が第三者審査の役割分担を行っているのが実態である。たすきがけ制度をやめて確認機関でも構造計算適合性判定審査を行えるようにすべき。

○齊藤委員

・たすきがけ制度に問題があるというが、具体的な問題は何か。

○三栖委員

・手続きに多くの時間がかかり、結果的に経済的負担になっているということである。

○齊藤委員

・時間、費用はどの程度かかっているのか。また、一元化によってそれがどの程度効果があるのか説明して欲しい。

○齋藤委員

・平成 19 年改正の安全・安心を目指すとの方向性は正しいと考えている。ただし、やり過ぎた部分があるならば、見直すことはあると考えている。

○峰政委員

・たすきがけ制度による時間的、経済的負担については後日お答えする。

○深尾座長

・浅田委員に伺いたい。高度な構造計算は確認機関では審査できないとの意見があるが、三栖委員の意見はどのように感じるか。

○浅田委員

- ・基本的には現行制度を変える必要はないと考えている。現行、行政では同一機関での構造計算適合性判定審査が可能であり、民間ではできないとされており、制度としては行政に信頼が置かれている。民間指定機関で審査を一元化して行うことは、その能力があっても第三者性の観点から問題がある。
- ・ルート2、ルート3の審査は特定行政庁では厳しい。ただし、特定行政庁では構造責任者と担当者によるダブルチェックを行っており、高度な判断ができる技術者がいれば可能である。

○櫻井委員

- ・本日資料8の「建築物の完成後も建築主が引き続き所有し続ける場合」に関しては、法律上大きな課題があるというだけでは、前回の座長の指摘に対する回答になっていない。建築基準法は最低基準を定めるものであるが、商品としてディベロッパーが売却する場合には、最低基準以上の追加規制が考えられても良いのではないか。人的属性に着目した制度設計ができないかということについて回答して欲しい。建築基準法で出来ないのならば、別法が必要であるかも含めて検討すべき。

○深尾座長

- ・櫻井委員の提案については、短期的には難しいが、長期的にはありえるということだと理解するが、いかがか。

○金井建築指導課長

- ・次回以降に説明させて頂きたい。

○斉藤委員

- ・私は、資料8の内容はよく理解できた。自己所有といっても、建築物はその後の転売、賃貸など、第三者が居住する可能性があり、また、他の者に影響を与えることもある。そのため、構造計算適合性判定制度の適用を発注者自らが所有するかどうかで区別することはできないという説明は納得できる。

○久保委員

- ・建築物の転売の際、構造計算適合性判定を受けたかどうかなどの履歴を建築物の価値として見るシステムを作れば良いと考えている。この場合、設計図書がなくなることは許されない。

○来海委員

- ・久保先生の発表資料の「その他(2)」には大賛成である。分譲マンション、戸建住宅で問題があることは分かる。一方で、構造計算適合性判定制度によってその他の建築物の手続きが困っている状況である。規模・用途等が多種多様な建築物を対象として、一つの方向性を議論してもまとまらない。問題が生じていない部分と問題が生じている部分を分けて整理すべき。建築主やディベロッパーが、構造設計一級建築士の関与で行うか、構造計算適合性判定による審査を受けるかを選択できる制度としてはどうか。

○岡和田委員

- ・たすきがけ制度により時間がかかることが話題になっているが、確認機関から構造計算適合性判定機関への書類送付に要する時間はせいぜい2日か3日であり、着工までの期間を考えると時間的には大きな問題にはならない。

○細澤委員

- ・たすきがけ廃止については、構造計算適合性判定制度による無駄をどうやったら省けるかということをも提案している。建築主事が高度な設計を審査できるようにレベルを上げるべ

きである。

○深尾座長

- ・特定行政庁では高度な構造計算を審査できないというケースについては、特定行政庁の構造審査能力を上げるべきとの意見が出てくるが、それについてどう考えるか。

○脇出委員

- ・横浜市では、現時点では、高度な構造計算についても審査ができています。構造計算適合性判定ができた趣旨は、審査ミスを防ぐことである。申請書のミスをなくすことが大事であり申請書のミスがなければ審査ミスもなくなり、審査期間・コストともに低減するのではないか。また、申請書作成のミスが減ってくれば、構造計算適合性判定の手続きを簡素化すべきという議論も出てくる。しかしながら、発注者の同意の有無で制度を区分するのは難しい。発注者の同意確認は書類への署名押印で確認することになると思うが、どこまで内容を理解して署名押印しているのかが分からない。制度改正には、実務面での運用ができるものであることが必要。

○峰政委員

- ・建築主が求める場合には任意に受けられる形でいいのではないか。

○東條委員

- ・分譲マンションについては、構造計算適合性判定制度を維持すべきだが、構造設計一級建築士制度があるので、用途等それぞれの建築物の特性に見合ったやり方を検討すべき。

○深尾座長

- ・現行の規定の中でどのようなことが考えられるか事務局に考えてもらいたい。

○鈴木委員

- ・伝統的構法について構造計算適合性判定を対象外として欲しい。特定行政庁で伝統的構法の審査は行えるのか。建物の品質を確保する上で構造計算適合性判定制度が必要なのか。大規模建築物を対象とすることについては異論ないが、小規模建築物については委員の意見を踏まえて対象を見直すべきであり、4号建築物を対象外としてはどうか。品質確保という意味では、構造計算適合性判定よりも中間検査や完了検査が重要と思う。

○脇出委員

- ・横浜市では現状では伝統的構法の審査は可能である。

○久保委員

- ・そもそも構造計算適合性判定制度は、建築物自体の質を向上させるというよりは、品質を保証する制度だと理解している。建物の規模によって周辺への影響は変わるが、構造計算適合性判定制度は、技術的な観点から設計行為をチェックするものである。

○斉藤委員

- ・構造計算適合性判定だけで安全性が確保されるとは考えておらず、事前審査がしっかりしていても適切な施工が必要であり、その意味で、中間検査や完了検査が重要である。

○秋山委員

- ・構造計算適合性判定の対象については、専門委員会を立ち上げ、実務者で議論すべきである。当時の改正内容が完璧だったのかという視点に立ち、安全は第一だが、時代に合ったやり方を考えるべき。

○来海委員

- ・住宅以外で、欠陥等による被害者や困っている者はあるか。

○谷合委員

- ・ホテル、店舗などにおいても欠陥があり、訴訟に発展しているケースが見られる。構造計算書偽装問題では、ホテルの建築主も被害にあっている。

○斉藤委員

- ・私自身、5～6階の賃貸住宅の訴訟を担当したことがある。

○来海委員

- ・ケースがあるのは分かったが比率が問題である。

○谷合委員

- ・構造計算適合性判定制度の選択制には反対である。建築基準法はあくまでも最低基準を定めているものであり、構造計算適合性判定制度は最低基準に適合させるために必要な制度である。建築物は所有者だけのものではない。作る側が選択できるというのは問題である。構造計算適合性判定を受けない物件の方が安いと、そちらよく売れるという事態になってしまうのは問題。

○櫻井委員

- ・確認審査がしっかり行われているかが問題。構造計算適合性判定が建築主事等の能力を補うという意味なら、構造計算適合性判定を外すことはできない。構造計算適合性判定は、審査能力を補完する効果と、第三者性審査によってリスクを分散する効果が考えられる。後者に着目すれば、制度を見直す可能性がある。事前チェックだけでなく、事後チェックでやれる部分がある。ワンストップ化という議論があるが、効果的にどこでバランスさせるか、また、被害を少なくできるかがポイントである。

○岡和田委員

- ・エンドユーザーは住宅の居住者だけではない。工場は、従業員だから問題ないという話にはならない。発注者重視は、エンドユーザー無視につながる。用途・規模ではなく、エンドユーザーに安全な建物が提供される仕組みとすべき。

○細澤委員

- ・建築基準法は最低基準を定めているという話があったが、我々は、最低基準の確保は確認審査のみで十分だと考えている。構造計算適合性判定制度は、発注者が求める性能を確保するのが目的であると考えている。

○谷合委員

- ・構造計算適合性判定制度は、より高いレベルのものを審査するものではなく、最低基準に適合しているかを判断するものである。

○斉藤委員

- ・資料6の審査期間の状況を見ると、徐々に短くなってきていることが分かる。どの程度短くなれば十分と考えるのか。谷合委員の発表の中で、海外の審査期間の説明があったが、できれば国交省で諸外国の審査期間の状況を調べて欲しい。

○金井建築指導課長

- ・アメリカに関しては以前調査したものがあるので、次回説明したい。

○秋山委員

- ・広い視野で社会の活性化も考えて制度を改善していくべきと考えている。今出ているデータのみでなく、実務を行っている専門委員によって、構造計算適合性判定対象の規模ややり方について検討していくべき。

○斉藤委員

- ・どの程度審査期間が短くなればいいのかを聞いたのであり、本日も実務者の代表が来られているので、本検討会において具体的に議論すべき

○深尾座長

- ・構造計算適合性判定についての具体的見直し内容について、久保委員は、この場で議論できると考えるか。

○久保委員

- ・確認審査で設計行為まで審査できるのかといった議論や、壁量が多いものは審査できるのではないのかといった議論が考えられるが、個人的には、この人数で精査することはできないと考える。

○三栖委員

- ・現実には本受付の前にかかりの日数をかけて事前審査が行われており、日数について諸外国と比較を行うならば、前提条件を合わせるべきである。

○金井建築指導課長

- ・今回の資料6 P.7(1)のデータは、事前審査の期間を含んでいる。

○来海委員

- ・構造計算適合性判定制度ができる前の審査期間のデータも示して欲しい。

○金井建築指導課長

- ・法改正前のデータはない。しかし、法定期間の21日以上かかっていたという話を聞いている。

○深尾座長

- ・今回の議論はこのあたりで終了とし、構造計算適合性判定制度については、第8回で更に意見交換を実施したい。第6回検討会では、建築確認審査の法定期間と厳罰化に関して議論を行うこととしている。第7回検討会では、資料5 P.3の「その他の意見」(2)(3)(4)(5)を中心に意見交換を行いたいだろうか。

○牧村委員・尾島委員・木原委員

- ・構造計算書偽装問題に伴う設備資格等を含む法改正の全体を意見交換の対象とすべき。

○櫻井委員

- ・(6)の課題は極めて重要だと認識している。

○三栖委員

- ・(9)の課題は極めて重要だと認識している。

○深尾座長

- ・委員のご意見を踏まえ、事務局とも相談し、座長として進め方を整理する。